

横浜地裁昭和六〇年(行ウ)第一四号、六一・四・二四判決

判 決

原 告 医療法人社団亮正会

被 告 神奈川県地方労働委員会

被告補助参加人 総評全国一般労働組合

(主文)

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用及び参加によって生じた費用は原告の負担とする。

(事実)

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

- 1 被告が神労委昭和五九年(不)第一七号不当労働行救済申立事件について昭和六〇年三月一日付けをもってした命令を取消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

二 請求の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第二 当事者の主張

一 請求の原因

- 1 被告補助参加人総評全国一般労働組合神奈川地方連合川崎地域支部(以下「支部」という。)及び同総評全国一般労働組合神奈川地方連合川崎地域支部高津中央病院分会(以下「分会」という。又「支部」と「分会」を「組合」と総称する。)は、昭和五九年七月五日被告に対し、原告を被申立人として不当労働行為救済申立て(以下「本件救済申立て」という。)をしたところ、被告は、昭和六〇年三月一日付けをもって別紙のとおり救済命令(以下「本件命令」という。)を発し、同命令は同月二日原告に交付された。
- 2 しかしながら本件命令は、以下に述べるような事実誤認及び法令解釈の誤りを犯した違法があり、仮にそうでないとしても救済を求める利益のない申立てを許容した違法があるから取消さるべきものである。

(一) 事実誤認並びに法令解釈の誤りを犯した違法

(1) 一時金交渉及び一時金支給遅延の原因についての認定の誤り

(イ) 本件命令は、原告が「パートタイマー等の一時金に関して、専ら原告が決定する事項であると主張し、何ら具体的基準を示さず、話し合いの対象にしようとしなさい。」「分会が到底妥結し得ないような状況を作り出し一時金の支給をおくらせた」と認定しているがこれは誤りである。

原告は、分会との団交においてはパートタイマーに対しても一時金を支給する旨述べ、その額については原告に委せるか現行契約どおりとするか等の案を出し、交渉を重ね、事務折衝も幾度かもった結果原告と分会との間で「支給額は原告において別途決定する」との協定が成立したのである。

(甲) 本件命令は「原告の意図は同意書をとることを通じて、原告の主張を受け入れる非組合員に対し先に一時金を支給することによって分会に圧力をかけ、分会員を差別的に取り扱って不利益を与え、もって分会員の動揺を誘い組合の弱体化を図ろうとした」とするが、これは全くの事実誤認である。

原告においては就業規則により一時金は六月支給とされており、従業員のごく一部(全体の九パーセント)で構成されている分会との交渉が妥結しないからといって非組合員への支給を遅らせなければならない理由はなく、早期支給を要望していた従業員の手前もあって、原告は、やむえず従業員に「同意書」を配付し、原告の支給額等に同意する旨の書面を提出した従業員に対して一時金の支給をなしたにすぎないのであって、右措置は本件命令のいうように「分会に圧力をかけ、分会員を差別的に取り扱って不利益を与え、もって分会員の動揺を誘い組合の弱体化を図ろうとしたもの」ではない。

また本件命令は原告が故意に一部の分会員に対しても同意書を配付したと認定しているが、同意書が分会員の一部に配付になった事情は、原告の再三の要求にも拘らず分会が組合員名簿を提出しないところから原告において分会所属者を正確に把握できず、そのため原告が分会員でないと判断して配付した者の中に分会員がいたというだけのことであって、原告が分会員の一部に故意に同意書を配付したものではない。原告は後になって同意書を提出した者のなかに分会員二名が含まれていることを知ったので組合の切り崩しというような支配介入との誤解を避けるため、右二名に対し提出した同意書の撤回を求めているのであって、前記命令の認定は誤りである。

(二) 救済の利益を欠く申立てを許容した違法

原告は、昭和五九年八月七日横浜地方裁判所川崎支部での仮処分(同庁昭和五九年(ヨ)第一六九号事件)審尋期日において分会員である一般職員一三名と昭和五九年夏季一時金の支給問題に関する和解をし、夏季一時金を同月八日支給することで合意が成立したが、同時に和解条項に「債権者らはその余の申請を放棄する」との一項が加えられ、一時金支給とあわせ請求していた諸事項については分会は請求しないということで全面的解決をみたので原告は同月八日右分会員らに対し一時金を支給した。さらに、原告は、同月一六日分会との間で残る分会員一五名への夏季一時金支給問題につき協定をとりかわしたが、右協定中には遅延損害金、解決金その他分会が要求事項とした本件救済申立て費用等に関する条項は含まれることなく、ここに同問題は全面的な解決をみ、同月一七日右分会員らに対し一時金の支給をなした。従って、右和解及び協定の成立によって同問題の全面的解決をみた時点で本件救済申立てにおける救済の利益が消滅したのであるから、組合としては本件救済申立てを取り下げるべきであるのに、右和解及び協定に定められた一時金の支給を受けていながら、その後「請求する

救済の内容」を変更してまで本件救済申立てを維持するのは申立権ないし制度の濫用にあたり、労使間の信義則にも反する。

従って組合の本件救済命令申立ては却下さるべきであるから、これをなさずして右申立てを認容した本件命令は違法として取消を免れない。

3 また本件救済命令の主文は、救済方法として不当であるから取消さるべきものである。すなわち

(一) 本件救済命令主文第一項について

前記の如く一時金支給問題は裁判所における和解及び組合との協定の成立によって全面解決しているにもかかわらず、主文第一項は右和解や協定の趣旨を逸脱して遅延損害金の支払いという私法上の損害について救済を与えるものであるが、本来労働委員会による不当労働行為の救済は、不当労働行為を排除し、申立人をして不当労働行為がなかったと同じ事実上の状態を回復させることを目的とするものであって、申立人に対し不当労働行為による私法上の損害の救済を与えることを目的とするものではない。本件命令は救済命令制度の目的を逸脱したものであって不当である。

(二) 同主文第二項について

組合は「請求する救済の内容」として、パートタイマー等の分会員に対する関係のみに限定して申立てているのにもかかわらず命令は事実を曲げて、過剰救済し、また分会に所属していない従業員に対し同意書を配付することを全面的に禁ずるという申立て外の事項についてまで救済を命じた不当なものである。

(三) 同主文第三項について

主文第三項は謝罪公告を命ずるものであるが、これは原状回復という不当労働行為救済の目的に反し、当事者以外の第三者にその内容を公表し、かつ原告の意思に反してその掲示を強要するもので、救済内容として不要かつ行き過ぎたものである。しかも、その文面はあたかも原告を犯罪者扱いするが如き文言であり、これを一週間もの間入口に掲示するような救済内容は、労使関係の継続的安定を害することはあれ益することは何らならないものであり、全く不当なものである。

二 請求の原因に対する認否

1 請求の原因1の事実は認める。

2 同2及び3は争う。

三 被告の主張

被告が本件命令において不当労働行為と認定した理由は、別紙の命令書理由欄記載のとおりであり、同記載の事実認定及び判断は正当であるから本件命令は適法である。

四 補助参加人らの主張

1 原告は一時金問題は全面解決しその支給も済んでいると主張し、その根拠として一部の分会との間において和解が成立していること及び労使間協定が成立していることをあげているが、原告主張の和解調書においても協定書において

も一時金の額及び支給方法についての合意があるだけで、一時金をめぐる原告による不当労働行為の取扱いに関する事項についての記載は一切ない。組合及び分会員らは、原告の一時金支給問題をめぐる違法行為によって多大な損害を受けたところ、原告からいかなる形にせよ回復のための措置を受けたことはなく、これらの事項について原告が組合と交渉を持ったことも、なんらかの誠意を示したことも一切ない。しかして、組合がこれらの損害についての原告に対する権利を放棄したり、本件救済申立てを取り下げる旨の合意をした事実も存在しない。前記和解も原告が組合による本件救済申立ての取り下げを和解の前提条件とすることに固執したため分会員の一部についての和解とならざるをえなかったものである。かように原告の不当労働行為により組合及び分会員が不利益を受け、これが原状回復のなされていない以上組合において救済の利益を有することは当然である。

2 原告は本件命令の救済方法を非難するが、被告たる労働委員会が原状回復のためどのような手段をとるかはその裁量に委ねられているのであり、原告の主張はその当不当をいうにすぎず、それだけからみても理由がない。殊に、被告が救済方法として私法上の遅延損害金と同額の損害が現実に分会員に発生していると解しその損害分を原告において支払う旨の救済をなすことにした(本件命令主文第一項)のは、まさに制度の趣旨・目的に照らし是認され、不合理でも濫用にあたるものでもなく、その裁量の範囲内の極めて妥当なものである。

第三 証拠関係

本件記録中の書証目録及び証人等目録記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

(理由)

- 一 請求の原因1の事実は当事者間に争いがない。
- 二 証人 Y1 の証言及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認めることができ、これらの認定を覆すに足る証拠はない。
 - 1 原告は、肩書地において総合病院である高津中央病院(以下「病院」という。)、中央調剤薬局(以下「薬局」という。)及び高津看護専門学校を経営する医療法人であり、その従業員数は医師を除き約三三〇名(うち病院と薬局に約三二〇名)である。
 - 2 支部は、昭和五五年一二月川崎地域労働組合の名称で結成された川崎市及びその周辺におけるいわゆる地域合同労働組合であるが、同五九年一月一〇日総評全国一般労働組合神奈川地方連合(以下「本部」という。)に加盟し、現行の名称に変更した。
 - 3 分会は、病院及び薬局の従業員により同五六年一月二五日川崎地域労働組合高津中央病院支部の名称で結成された支部の下部組織であり、支部の本部加盟に伴い現行の名称に変更したものであるが、その組合員数は本件審問終結時において別紙命令書別表記載の二八名である。
- 三 成立に争いがない甲第三、第四号証、同乙第二号証、第一三、第一四号証、第二二ないし第二四号証、第二六ないし第三一号証、第四一ないし第四四号証、第四七号証、第五〇号証及び同丙第八号証、証人 Y1 の証書(後記措置しない部分を除く)並びに弁

論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。すなわち、

1 支部は、昭和五九年六月一日原告に対し、昭和五九年夏季一時金支給に関する次の内容の要求書を提出した。

(一) パートタイマーを除く全職員

(昭和 59 年度基本給+同業務手当)× 2.6 カ月分

(二) パートタイマー

昭和 59 年度時間給に基づいた予定月収× 2.6 カ月分

(三) その他の付属要求

(1) 支給対象者 昭和五九年五月一五日現在在籍者とすること。

(2) 支給方法 現金支給とすること。

(3) 成績査定をしないこと。

(4) 回答指定日を六月六日とし、団体交渉をもって回答すること。

2 これに対し原告は、右要求書にいう六月六日の回答は無理であり、回答は六月一〇日過ぎになる旨を伝え、同月一二日分会に対し次の内容の回答書(以下「六月一二日の回答」という。)を交付し、団体交渉については改めて申し込んでもらいたい旨を伝えた。

(一) 医師、管理職及びパートタイマー、臨時職員を除く一般職員(以下「一般職員」という。)

(1) 支給率 (昭和 59 年度基本給+同業務手当)× 2.3 カ月×出勤率

(2) 出勤率 算定期間内実出勤日数(休日出勤を除く)÷算定期間内所定就業日数(144 日)

但し遅刻、早退、私用外出等は三回で欠勤一日、土曜日の欠勤も一日とする。

(3) 算定期間 昭和五八年十一月一六日から同五九年五月一五日まで

(4) 支給対象者 支給日現在在籍者

(5) 成績査定 成績査定を行うことを原則とするが、今回は、出勤率以外の査定は行わない。

(6) 支給予定日及び支給方法

イ 昭和五九年六月二〇日までに妥結調印された場合には、七月三日(火)とする。六月二日以降妥結調印の場合は、妥結調印の日から二週間後とする。

ロ 支給方法 銀行振込

(二) パートタイマー、臨時職員(以下「パートタイマー等」という。)

原告において、別途決定する。

3 分会と原告は同月一九日一時金問題について第一回の団体交渉を行ったが、その際分会は、六月一二日の回答は一般職員の支給率については一応評価できるが、パートタイマー等についてなお具体的な回答を示すよう要求した。これに対し原告は、パートタイマー等は雇用形態が異なり、個別に契約があるので、支給額については原告が別途決定することにしたい旨主張し、結局同日の団体交渉はパートタイマー等への一時金支給に関し進展をみないまま終了した。次いで原告と分会との第二回

団体交渉は同月二五日開かれたが、分会は、一般職員については六月一二日の回答のとおりで良いが、パートタイマー等についての具体的な回答をして欲しい旨再度要求した。これに対し原告はパートタイマー等についての第二案として現行契約通りとしてもよい旨回答(以下「六月二五日の回答」という。)したので、分会がこれを検討することにして同日の団体交渉は終了した。そして翌二六日分会は原告に対し、第二案は支給基準が不明確であるとしてこれが受け入れを拒否する旨回答した。なお、分会は、同月二五日の第二回団体交渉及び同月二六日の第二案拒否回答の際一般職員への一時金についてパートタイマー等と分離した先行妥結を求めたところ、原告は分会の一括要求に基づき一括回答と交渉を行ってきた経過があることを理由に分会の右要求を拒否した。

4 ところで原告は、同月二七日、分会の執行委員等分会員であることが明らかな一部の者を除いたパートタイマー等を含む全従業員に対し「お知らせ」と題する書面を交付した。右書面には、原告の提示する支給額等に同意する旨の同意書を同日午後五時までに提出した職員には七月六日に夏季一時金を支給するが、提出しない者には支給しない旨の記載がなされており、且つ、切り取り線で区切った「同意書」も同じ用紙に印刷されてあった(以下これを「同意書」という。)。そして原告は、同年六月二七日午後五時までに右同意書を提出した非組合員たる従業員へは同年七月六日夏季一時金を支給したが、同意書を提出した分会員二名に対しては個別に呼び出し、分会との団体交渉が妥結していないことを理由に提出した同意書の撤回を求め、且つこれが無効である旨を通告した。

5 一方分会は、同月四日原告に対し、一般職員に関しては六月一二日の回答に同意するがパートタイマー等についてはなお速かな具体的回答を求める旨の「同意申込書」を送付したところ、原告は、同年七月一〇日文書で、「夏季一時金問題は、分会の一括要求を基に一括妥結を前提にして交渉を継続してきた経過からして一般職員のみ分離妥結はできない。パートタイマー等に対する一時金については従前の回答以上に回答すべきものはない」との趣旨の回答をなし、さらに同月一二日の事務折衝においては、分会がパートタイマー等に関する要求を取り下げるならば一般職員について分離妥結が可能である旨を述べ、同月一五日には同旨の協定書案を提示して分会の調印を求めたが分会はこれを拒否した。

6 その間組合は、同月五日被告に対し、原告の一時金支給問題をめぐる交渉態度等を不当労働行為にあたるとして本件救済申立をし、同月一日には一般職員である分会員のうち一四名が一時金の支払を求める仮処分を横浜地方裁判所川崎支部に申請した(昭和五九年(ヨ)第一六九号、以下「第一次仮処分」という。)

7 ところが原告は、同月二四日本件救済申立事件の第一回調査期日において、同月六日に非組合員へ支給した一時金の支給基準は、一般職員については六月一二日の回答どおりであり、パートタイマー等については昭和五九年度時給及び契約時間に基づく予定月収に二・三を乗じたものに出勤率を乗じて得た額であった旨を説明し分会員に対して差別扱いしないことを明らかにした。そこで分会は、同日、右支給基準を記載した協定書案を作成し、原告に対してこれによって協定を結ぶよう求めたが、原告は、同月二六日、右協定書案の内容が従前の原告側の回答(六月一二日、

六月二五日及び七月一二日の各回答)と相違しているとして協定締結を拒否した。

8 もっとも原告は、同月二七日横浜地裁川崎支部で行われた前記仮処分の審尋において、パートタイマー等について従前の回答にこだわらないとの態度をとったので、これを受けて同年八月一日第三回団体交渉がもたれたが、原告は再度従前の回答に固執したため交渉は進展しなかった。そこで分会は、分会員である残り一〇名の一般職員についても仮処分申請せざるをえないと判断し、同月三日右一〇名は横浜地裁川崎支部に一時金の支払を求める仮処分の申請をした(昭和五九年(ヨ)第一九二号、以下「第二次仮処分」という。)

9 ところが原告は、同日行われた第一次仮処分の審尋においてふたたび態度を翻えし、原告の従前の回答に固執せず早期支給を目的として現金支給もありうるといった発言をした。そこで同月六日改めて原告と分会との間で団体交渉がもたれたが、その際原告は「パートタイマー等に対する一時金は原告において別途決定する。(なお組合員であることを理由に、既に支給済みのパートタイマー、臨時職員の支給基準と差別することはない。)」との協定書案を提示するとともに本件救済申立を取り下げる等を内容とする「確認書」をも併せて示し、これらに署名押印しなければ一時金は支給しないと主張した。これに対し分会は本件救済申立を取り下げるつもりはない旨を表明し協定は成立するに至らなかった。もっとも、同日夕刻原告側の求めにより行われた事務折衝で、原告は前記「確認書」に対する署名押印は不要である旨の回答をしたが、翌七日の仮処分審尋では、原告において本件救済申立取り下げの「口頭約束」を要求したため原告と分会との間の一括和解は不能となり、第一次仮処分債権者一四名のうち一三名についてのみ和解が成立し、同月八日同人らに対し一時金が支給された(他一名については分会を脱退したため途中で仮処分申請は取り下げられている。)が、第二次仮処分債権者一〇名との間の和解は原告においてこれを拒否した。分会は、ここに至っては仮処分決定によって一時金の支給を受けるしかないと考え、同月九日分会員であるパートタイマー等五名についても横浜地裁川崎支部に一時金の支払を求める仮処分申請(昭和五九年(ヨ)第二〇〇号)をした。

10 その後原告は、同月一四日分会に対し本件救済命令申立取り下げについての「口頭約束」も不要である旨通告したので、分会は原告の同年六月一二日提案(但し支給日は妥結調印後二週間以内とする)を受け入れることにし、同年八月一六日、右提案にそった内容の協定書に調印がなされ、同月一七日分会員のうち未支給であった一五名へ一時金が支給された。

以上の事実を認めることができる。証人 Y1 の供述中右認定に反する部分は前掲各証拠に照らし措信し難く、他に右認定を覆すに足る証拠はない。

四 以上の認定事実によると、原告は昭和五九年夏季一時金の支給に関する分会の要求に対し、パートタイマー及び臨時職員を除く一般職員については支給率、算定期間、支給日、支給方法等につき具体的回答をなしながら、パートタイマー等については「原告において別途決定する」として具体的内容を回答せず、数次に及ぶ団体交渉等においても右態度を崩さず、結局パートタイマー等については原告の一方的裁量によって支給額、支給方法等を決めようとして分会との交渉に誠実に応じず交渉の対象とすることを拒否したものであることは明らかであるから、原告の右行為は労組法七条二号

に該当するものというべく、しかも原告は、分会が受け入れを表明した一般職員に関する一時金の分離解決を拒否しパートタイマー等に関する一時金問題との一括解決を主張し、さらには本件不当労働行為救済申立の取下げを差違え条件とするなどして分会を困惑させ、支給日の遅延と相まって分会に圧力をかけこれを弱体化しようとしたものであることも明らかであるから、右行為もまた同法七条三号に該当するものである。また「同意書」の配付についても、その時期が原告と分会との交渉が行われていた最中であり、その内容が原告の提案に同意する者のみに早期に支給するというものであることに鑑みると、原告は、パートタイマー等に対する夏季一時金支給を一方的裁量により行うとの方針を貫くために分会員に心理的に圧力をかけて動揺させ、ひいては組合を弱体化しようとしたものであることは明らかであるから、原告の右行為もまた同法七条一号及び三号に該当する不当労働行為というべきである。

よって原告が不誠実な団体交渉等によって分会員に対する夏季一時金の支給を遅滞させたこと及び従業員に対し同意書を配付することにより組合の運営に支配介入したことを認定し、これを不当労働行為に該ると判断した被告の命令には、事実誤認及び判断の誤りの違法はない。

五 前掲乙第二号証によると、組合は、申立の当初より救済を求める内容として分会員に対する夏季一時金及びこれに対する非組合員に支給した日以後の年六分による遅延損害金の支払を求めているものであって、原告主張の和解並びに協定成立後あらためて追加申立てしたものでないことは明らかである。而して前掲乙第五号証によると、組合は、前記和解並びに協定の成立により夏季一時金の支給を受けたのでこの支払を求めた申立を取下げ、遅延損害金の支払申立を残したものであることが認められるところ、和解調書である前掲乙第二六号証及び協定書である同乙第三〇号証をみても、分会員において私法上の権利である遅延損害金債権を放棄したと認めることのできる条項は存在せず、かえって前記認定事実によると、原告は和解及び協定の前提条件として組合が本件救済命令を取下げることが主張していたが、組合の応ずるところとならなかったのをこれを条件からはずし和解及び協定に応じたものであることが明らかである。

従って原告は、組合の被った不利益の回復としての遅延損害金の支払を求める申立がそのまま維持されることのあることを承知の上で和解及び協定に応じたものということができるから、組合が右和解及び協定成立後も右申立を維持することは、その被った不利益が回復されていない以上正当であって、これを申立権又は申立制度の濫用ないしは信義則違反として却下するべきいわれはない。

本件命令には、組合による申立を却下すべきであるのにこれを許容した違法があるから、本件命令は、取消すべきである、との原告の主張は採用の限りでない。

六 本件救済命令の妥当性について判断する。

1 主文第一項について

原告は、主文第一項をもって組合ないし組合員に私法上の損害の救済を与えるものであるから救済命令制度の目的を、逸脱すると主張する。

もとより労働委員会の救済命令は、使用者の不当労働行為によって被った労働組合ないしは労働者の不利益を除去しこれを原状に回復することを目的とするもので

あって、労働組合もしくは労働者の私法上の権利を形成しないしはこれを実現させるものではない。しかしながら本件救済命令申立は、一時金交渉における原告の不誠実な交渉態度等により分会員に対する一時金支給が遅れたことに対しその救済を求めるものであるところ、申立の一つの目的としていた夏季一時金が右申立後支給されたことによりこれを受け得られない不利益状態は解消されたけれども、原告の不当労働行為により支給が遅れた不利益は一時金の支給のみでは回復され得ないものであるから、被告は、その不利益を一時金の支給が遅れた期間中の支給一時金額に対する年五分の割合による、遅延損害金に相当する額であると判断して、これが不利益の原状回復として主文第一項の命令を発したものであることは命令の主文及び理由から明らかであって、私法上の義務の履行としての損害賠償を命じたものではないというべきである。

よって、右命令は被告に認められた合理的裁量の範囲内にとどまるものであって相当として是認することができる。

2 主文第二項について

右に関する原告の主張は必ずしも明確ではないが、善解するところ要するに「同意書」配付の禁止という組合が救済を求めている事項についてまで救済を命じていること、特に組合員以外の従業員に対する「同意書」配付まで禁止するのは不当であるという趣旨のようである。

確かに前掲乙第二、第五号証によると、組合が本件救済命令申立において「救済の内容」として掲げているものには「同意書」の配付に関するものは存在しないが、申立書の「不当労働行為を構成する事実」の中には、原告の不当労働行為として原告が「同意書」を従業員に配付して分会員の動揺を図った旨を主張し、これが労組法七条三号に該当する支配介入行為であるとしてこれらの不当労働行為よりの救済を求めていることは申立の全趣旨よりして容易に理解できるから、被告が右事実の存在を認めその行為が労組法七条一号及び三号の不当労働行為に該当すると判断した場合、原告の一時金支給にかかわる一連の不当労働行為から組合を救済する方法として「同意書」を配付して組合運営に介入してはならない旨命ずることは、申立てない事項について救済命令を発したものとすることはできないところであり、また禁ぜられた「同意書」配付の対象者が組合員のみならず非組合員をも含めた全従業員であることは単に「従業員に」とあることから容易に理解できるところであるが、前掲乙第一号証の命令書の「理由」から明らかなように、被告は原告が「同意書」を組合員のみならず非組合員に配付したことが組合運営に対する支配介入にあたりと判断したのであるから、主文において原告が従業員に対して「同意書」を配付する方法での支配介入を禁じたことは当然のことであって、何らの不当もない。

3 主文第三項について

いわゆるポストノーティスが良心の自由との関係で問題をはらんでいないわけではないが、本件のポストノーティスは誓約書と題し「当社団はここに深く反省するとともに今後再びかかる行為を繰り返さないことを誓約します」というものであって、原告のした前示認定の不当労働行為の態様からみると、組合の受けた不利益の回復方法としては右程度の誓約文の一週間の掲示は相当であって、行き過ぎという

ことはできず、被告に認められた裁量権を著しく逸脱した違法はない。

七 よって、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用及び補助参加によって生じた費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条、九四条を適用して、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第七民事部